【避難行動の流れ】

別紙３－２

地震発生

（各地域において、より迅速に身の安全を守ることができる避難場所へ自主避難）

自　　宅

①

「地域避難場所」

一時的に避難・集合して身の安全を確保し、家族等の安否確認を行う避難場所

自宅付近の自治会公会堂、公園、神社など、市民自身が選定する

※

余震が続く場合など、市との連携を要すると判断した場合、市民は自主的に移動する。

②

「指定避難場所」

身の安全の確保・安否確認に加え、災害対策本部との連携が想定される避難場所

市立小中学校（校庭）、明星学苑、都立高校（市内５校）
計39箇所

※

一時的に避難した「指定避難場所」に、大規模火災等の危険が迫った場合は、避難誘導に従い、市民は別の避難場所へ移動

③

他の「指定避難場所」

身の安全の確保・安否確認に加え、災害対策本部との連携が想定される避難場所

市立小中学校（校庭）、明星学苑、都立高校（市内５校）
計39箇所

「広域避難場所」

火災が拡大した際、火やふく射熱、煙、有毒ガス等による危険から生命の安全を確保する避難場所

市内の大きな公園、河川敷、広場など

※

※　余震や火災等の危険が収束した場合は帰宅する。

自宅等の倒壊により一時的に生活場所の確保が困難な場合、市民は、市が開設する「避難所」へ移動する。

⇒【避難生活の流れ】へ